

EU 各種優遇措置

国家援助規制 詳細

(1) 適用法令

欧州連合の機能に関する条約 (TFEU) 統合版 (2012年10月26日付官報 C326 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:12012E/TXT>

欧州連合の機能に関する条約第 107 条と 108 条の、一部の水平的国家援助への適用に関する 2015年7月13日付欧州理事会規則 2015/1588 (2015年9月24日付官報 L248 掲載) (規則 2018/1911 により改正)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R1588>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

欧州連合の機能に関する条約第 108 条を適用するための詳細なルールを規定する 2015年7月13日付欧州理事会規則 2015/1589 (2015年9月24日付官報 L248 掲載)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R1589>

欧州共同体設立条約第 93 条を適用するための詳細なルールを規定する欧州理事会規則 659/1999 を実施する 2004年4月21日付欧州委員会規則 794/2004 (2004年4月30日付官報 L140 掲載) (規則 1627/2006、1935/2006、271/2008、1147/2008、257/2009、1125/2009、372/2014、2015/2282、2016/246、2016/2105 により改正)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R0794>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

欧州連合の機能に関する条約第 107 条および第 108 条が適用される域内統一市場の原理に矛盾しない特定の援助分野を公示する 2014年6月17日付欧州委員会規則 651/2014 (2014年6月26日付官報 L187 掲載) (規則 2017/1084、2020/972、2021/1237 により改正)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0651>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

2022～2027年国家地域援助に関するガイドライン (2021年4月29日付官報 C153 掲載)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021XC0429\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021XC0429(01))

欧州委員会通達 - 欧州共通利益に適合する重要プロジェクト (IPCEI) の実行を奨励する国家援助の域内市場との適合性分析に関する基準 (2021年12月30日付官報 C528 掲載)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=uriserv:OJ.C_.2021.528.01.0010.01.ENG

(2) 概要

欧州連合（EU）の機能に関する条約（TFEU）の第107条1項は、域内競争を不当に歪める可能性があることから、特定の企業や製品に対する国家援助を原則として禁止している。同2項はその例外として、自然災害やその他の非常事態に伴う損失を補てんするための援助など、域内統一市場の原理と矛盾しないと認められる国家援助を規定。さらに、同3項は、困難な経済的状況にある地域の経済振興のための「国家地域援助」（後述）や、EU共通の利益に貢献する事業への援助など、認められる可能性のある国家援助を規定している。

加盟国政府が国家援助を行う際は、TFEU第108条3項に基づき、事前に欧州委員会に通知し、認可を得る必要がある。漁業分野と農業分野の援助については、それぞれ欧州委員会の海事・漁業総局と農業・農村開発総局が、その他の分野については、競争総局が審査を行い、認可の可否を決定する。ただし、TFEU第109条は、一定の条件下での通知義務の免除を認めている。例えば、以下の条件を満たす国家援助については、通知義務が免除される。

- ・ 包括的適用除外規則（GBER）が定める国家援助（後述）
- ・ 3年間の援助金額が合計20万ユーロ未満（道路輸送部門は10万ユーロ未満）の援助
- ・ 欧州委員会がすでに認可した援助制度の枠内で行われる援助

包括的適用除外の対象となる国家援助の分野と、通知義務が免除される援助金額は欧州委員会が欧州理事会規則2015/1588に基づき、決定する。また、審査手続きに関する詳細なルールは、欧州理事会規則2015/1589（2015年10月14日発効）で規定されている。審査手続きにおいて提出が義務付けられている国家援助の通知書や年次報告書のひな型や具体的な内容は、欧州委員会規則794/2004に記載されている。

欧州委員会は、EUの国家援助規制の概要や、審査手続きに関する情報を以下のウェブサイトにもまとめている。

EUの国家援助規制の概要：

https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/state-aid-overview_en

国家援助の審査手続き：

https://ec.europa.eu/competition-policy/state-aid/procedures_en

<包括的適用除外規則>

欧州委員会規則651/2014は、通知義務の免除を含む、包括的適用除外規則（GBER：General Block Exemption Regulation）を規定している。同規則は、欧州委員会が2012年5月に打ち

出した「国家援助の近代化（SAM）イニシアチブ¹」に基づき、先行規則である欧州委員会規則 800/2008 を大幅に改訂した。この結果、GBER の対象となる援助の選定プロセスが簡易化されたほか、適用対象が拡大した。また、大規模な援助制度の事後評価や、援助措置の透明性の改善などの要件も加えられた。同規則の適用期間は 2014 年 7 月 1 日～2023 年末（規則 2020/972 により改正）までとなっている。

さらに、欧州委員会規則 2021/1237 により、GBER の対象範囲が拡大され、EU が特に推進するプログラム基金において実施される援助については、欧州委員会への事前承認のための通知が不要となり、加盟国独自の判断で迅速に実行できるようになった。

なお、包括的適用除外（GBER）の対象にならない国家援助については、従来通り欧州委員会の認可を得る必要がある。

欧州委員会による適用除外規制に関する情報

https://ec.europa.eu/competition-policy/state-aid/legislation/regulations_en

適用除外規制に関する Q&A

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3805

<国家地域援助のガイドライン>

国家地域援助は、域内で経済的条件が不利な状況にある地域に投資する企業に対し、加盟国が交付することが認められる補助金を指す。現行の国家地域援助規制に関する欧州委員会のガイドラインは 2022 年から 2027 年まで適用されるもので、2022 年 1 月 1 日に発効した。

同ガイドラインは、SAM イニシアチブに基づき、域内の公正な競争条件の確保などの観点から国家地域援助が満たすべき条件や基準を定めている。

¹ 次の 3 点を目標とする、国家援助の近代化プログラム

- ・ 競争力のある域内市場における持続可能かつスマート（賢い）で包括的な成長の促進
- ・ 域内市場に多大な影響を及ぼす案件に関する欧州委員会の精細な事前調査および国家援助施行時の加盟国との提携の強化
- ・ ルールの簡易化と迅速な意思決定、

詳細は欧州委員会のウェブサイトを参照

https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/legislation/modernisation_en

TFEU の第 107 条 3 項(a)に定められた「構造的・経済的・社会的な条件から見て、生活水準が著しく低い、または深刻な不完全雇用が認められる地域 (a 地域)」、あるいは同条 3 項 (c)に定められた「共通の利益を損なうなどの経済活動への逆効果を生じさせない範囲内で、特定の経済活動の開発援助が認められた地域 (c 地域)」の 2 種類があり、前者が後者より優遇される。「a 地域」には、1 人当たりの GDP (購買力平価) が EU 平均の 75%を下回る地域および辺境地域が、「c 地域」には、2017~2020 年に適用された旧ガイドラインが「a 地域」と認めていた地域や、過疎地域などが含まれている。具体的な対象地域は現行のガイドラインの付属書 I に記載されている。

国家地域援助は競争上の観点から鉱業、合繊産業には認められていない。また、空港、エネルギー産業や、別途法令が定められている水産業、農業、輸送についても、ガイドラインの一部または全規定の適用対象外となる (農産品の加工・販売の一部には適用される)。一方、ブロードバンドなどの通信インフラや、研究開発の促進に向けたインフラへの援助は、域内市場の原則に沿った国家地域援助として認められる可能性がある。なお、対象となる経済的条件の不利な地域への投資は、大企業よりも中小企業により大きな負担がかかるため、中小企業に対する補助金の給付を優遇している。

欧州委員会による国家地域援助規制に関する情報

https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/legislation/modernisation/regional-aid_en

< 欧州共通利益に適合する重要プロジェクト (IPCEI) >

2014 年 6 月に発表された欧州共通利益に適合する重要プロジェクト (IPCEI) に関する通達は、EU 域内市場の持続可能な成長、雇用の拡大、欧州産業の競争力強化を実現し、発展を阻害する社会的課題への対処に貢献する重要なプロジェクトに対する国家援助の枠組みを構築するものである。IPCEI は、SAM イニシアチブを含む、欧州共通目標の達成を目指す全ての政策や行動イニシアチブに関係するもので、本プログラムを通じて、専門的知見、財源、利害関係者を結集することが可能となる。

本通達では、IPCEI 支援のための公的財源が国家補助によって賄われる場合に、欧州委員会が、TFEU の第 107 条 3 項(b)の目的に沿って、対象となるプロジェクト範囲の決定、適格性・重要性の判定や、域内市場との適合性を確保するためのルールや手続きが定められている。また、各加盟国に、欧州共通利益に叶う共同プロジェクトへの開発援助を動機づけることも目指している。IPCEI は産業セクターの別を問わないが、EU が掲げる共通目標に合致し、EU の競争力向上、持続可能な成長、社会的課題の解決、価値創造に大きく寄与するプロジェクトでなければならず、複数加盟国が共同参画し、欧州経済・社会全体に明らかな

プラスの波及効果を持つプロジェクトが対象となる。研究開発関係では、重要なイノベーション要素を含むか、最新技術を駆使し重要な付加価値を産出するものである必要がある。産業発展目的のプロジェクトの場合は、高度な研究開発成果を活用した新製品・新サービスの開発や、革新的な生産プロセスの導入を実現するものでなければならない。環境・エネルギー・輸送分野では、EU 戦略上極めて重要であるか、域内市場に重要な貢献をもたらすものでなければならない。

欧州委員会ないし委任機関が、対象プロジェクトの設計、選択、ガバナンス構造の決定に関与する。プロジェクトの重要度は定量面・定性面の双方から判断され、規模、範囲、技術面・財務面のリスクや、域内市場との適合性があるか、援助額はつり合いが取れているかなどが検討される。2021年12月30日、本通達が改訂され、2022年1月1日より適用されている。

競争政策の一環としての IPCEI（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/competition-policy/state-aid/legislation/modernisation/ipcei_en